



KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 9 「税効果会計」

### 3. 税効果会計(続き)

#### ■税効果会計の計算

税効果会計は、将来の会社の税金負担を減らす効果または増やす効果を財務諸表に計上することです。そのための勘定科目が貸借対照表上の「繰延税金資産」と「繰延税金負債」であり、それらを計上する一方で、損益計算書上の当期の法人税の金額を調整することによって、貸借一致の複式簿記が成り立っています。では、繰延税金資産ないし繰延税金負債の金額はどのように算定するのかというと、計算自体は簡単です。将来減算一時差異・将来加算一時差異に法人税率を乗じた金額です。

例えば、従業員に対して定年時に支給するための退職給付引当金を、当期に1百万バーツ引当したとします。これに法人税率20%を乗じた20万バーツが繰延税金資産です。退職給付引当金の計上(繰入)は将来減算一時差異です。課税所得の計算上は損金として認められないため、当期は会計上の利益に1百万バーツを加算しなければなりません。その結果、課税所得に法人税率を乗じて計算される当期の法人税は20万バーツ多く支払われることとなります。その後、将来、引当の対象者が定年を迎え実際に退職金が支払われた会計年度では、税務上損金として会計上の利益から1百万バーツ減算することが認められるため、その時の法人税の支出を20万バーツ減らすことができます。この将来の税金負担を20万バーツ減らす効果を貸借対照表に計上したのが繰延税金資産です。

また、当期期首に車のファイナンスリースを4年80万バーツで組んだとします。ファイナンスリースは、会計上は実質的に固定資産の取得とみなされるため、80万バーツを5年間で減価償却(+利息相当額の期間按分)します。一方、税務上は通常の賃貸借取引として扱われるため、毎年の支払リース料が基本的に損金算入できます。つまり毎年の費用計上額は、会計上が $80万 \div 5年 = 16万$ バーツ、税務上は $80万 \div 4年 = 20万$ バーツです。差額4万バーツが当期の課税所得の計算上減算できる将来加算一時差異であり、それに法人税率20%乗じた0.8万バーツが繰延税金負債になります。会計と税務の差額はリース期間中毎年発生するため、毎年0.8万バーツを繰延税金負債として積み増していきます。将来の税金負担が毎年0.8万バーツ増える効果を貸借対照表に計上したのが繰延税金負債です。4年後の繰延税金負債の残高は3.2万バーツに膨らみます。

リース期間終了後の5年目は、会計上は4年目までと同じく16万バーツが費用に計上されます。しかし、税務上は損金として認められるリース料がもうありません。したがって5年目の課税所得の計算上、会計上の利益に16万バーツを加算しなければならず、法人税は $16万 \times 20\% = 3.2万$ バーツ増えることとなります。この3.2万バーツの法人税の増加分は、会計面からは5年目の利益に対応する法人税ではなく、4年目までの利益に対応する法人税です。そこで5年目の会計上は、当該法人税の増加分を、4年間累積してきた繰延税金負債残高と相殺することによって、法人税が利益と対応するように調整します。

## ■税効果会計の問題点

税効果会計はタイだけでなく、日本の中小企業においても現状一般的ではありません。日本で「税効果に係る会計基準」が公表されたのは今から 20 年近く昔の 1998 年になりますが、適用対象は上場企業と会社法上の大会社であり、中小企業はそれらの関係会社を除き普通は関係ありません。中小企業に対しては現在、法的拘束力のない「中小会計指針」が公表されており、そこには税効果会計の章も設けられています。該当部分は 3 ページ程度にまとめられた簡素な内容です。しかし、適用する上で必要な社内の確認事項が多く、特段簡便的と言えるものでもありません。経理業務にあまり時間も人員も割いてられない多くの中小企業に税効果会計を普及させることは現実的に難しいと思います。

また税効果会計は、一般的な経営感覚としても馴染みにくいのが難点です。税効果会計を勉強していくと、次の素朴な疑問が生じます。

### 繰延税金資産は本当に資産と言えるのか

そもそも物理的価値も現金流入もない「効果」という概念的なものがなぜ資産になるのか。既述のとおり、繰延税金資産は将来減算一時差異をベースに計算します。将来減算一時差異は、将来の課税所得の計算上減算することによってその時の法人税支払額を少なくする効果があるとは言え、むしろ目先の当期の法人税支払額は加算によって増えています。会社にとって損益プラスマイナスゼロのはずなのに、資産として計上されることに対して違和感を覚えるのは自然なことです。事実、繰延税金資産は、企業評価を行う財務デューデリジェンスの世界では無価値扱いするのが普通です。会計基準にしたがって適切に資産計上されていても、市場的な価値はないと考えられます。

なお繰延税金負債については、将来会社が支払う法人税が増えるわけで、潜在的な債務として負債計上しておくことに異論は生じていません。

### 将来効果がなかったらどうするのか

税効果会計は、「将来の税金負担を軽くする効果がある」という前提の下、繰延税金資産の計上を認めています。「効果があるかどうかは将来になってみないとわからない」とか「来年になって効果がないことが判明した」では、単純に架空資産の計上に直結します。そのため、減算一時差異が将来必ず使える状況でなければ、繰延税金資産の計上は認められません。会計基準では、将来の税効果の実現可能性を確かめるための諸条件を設定しています。実現のあやふやな繰延税金資産は即時全額費用処理です。

税効果会計が日本で導入されたのはバブル崩壊時期でした。多くの銀行が多額の貸倒損失を抱え、BIS規制（バーゼル規制）の達成に四苦八苦していました。所定の自己資本比率をクリアできない銀行は国際金融取引ができなくなります。そこで有税の貸倒引当金を積み増す一方で、それを将来減算一時差異として認識し繰延税金資産を計上する形で、自己資本比率をかさ上げして何とか逃げ切った銀行もあり、当時政治・社会的な大問題になりました。そのせいか税効果会計は、日本では今もどちらかと言うとイメージの良くない会計基準になっています。

(次号に続く)



## KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.

小石川会計事務所（経営管理及び監査業務）

ジェットロバノクの講師が直接、貴社の経営管理・財務管理を指導いたします

代表者： 長澤 孝人（日本国公認会計士）

所在地： Room 2C, 1294 Sutthisan-Winitchai Road, Huay Kwang, Bangkok 10310 (MRT スティサン駅徒歩 1 分)

連絡先： 091-739-4777 または [nagasawa@koishikawa.co.th](mailto:nagasawa@koishikawa.co.th) 会社案内： <http://koishikawa.p1.bindsite.jp/>





KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 10 「税効果会計」

### 3. 税効果会計(続き)

#### ■繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異が本当に将来実現できる、本当に将来の税金負担を軽くすることができる範囲でのみ、資産として計上します。それを確かめるため会計基準で定められている手続が繰延税金資産の回収可能性の検討です。税効果会計の肝になります。

#### ■SME 基準における繰延税金資産の回収可能性

本章の冒頭で申し上げたとおり、SME 基準の税効果会計に関する部分は、フルバージョンの会計基準と内容は実質的に同じです。繰延税金資産の回収可能性については、以下の3点を検討することになっています。

- ① 十分な将来加算一時差異があり、将来減算一時差異の解消が予測される期間と同じ期間に解消されるかどうか。
- ② 将来減算一時差異の解消が予測される期間と同じ期間に十分な課税所得を稼得する可能性が高いかどうか。
- ③ 適切な期間に課税所得を生じさせるタックスプランニングが実行可能であるかどうか。

これらの意味するところは、将来減算一時差異が解消される時期、つまり法人税申告書上加算する時期に、きちんと課税所得が発生して法人税を少なくする効果があるかどうかということです。もしその時期に十分な課税所得が発生しなければ、将来減算一時差異を加算しても法人税自体がそもそも発生せず、税効果が得られないという結末になってしまうため、資産として計上することは認められない、ということになります。

実務上は、①は基本的に期待できません。単体決算において多額の繰延税金負債を計上するケースは普通ないからです。また③も、タイの日系中小企業には馴染みません。ここでのタックスプランニングとは、企業が特定の時期に計画的に課税所得を発生させることを言います。将来減算一時差異が解消する期間に、例えば所有する株式や土地を売却し、その売却益で課税所得を発生させ、税効果を実現させるといった計画です。モノづくりとそれを支えるビジネスで成り立つタイの日系企業には無関係の話です。

結論として、実際の繰延税金資産の回収可能性は、上記②の十分な課税所得を稼得する可能性が高いかどうか、要は十分な利益が出て課税所得が発生するかどうかで判断します。具体的には、会社の利益計画ありきであり、それが妥当かどうかを検討することになります。





KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 11 「税効果会計」

### 3. 税効果会計(続き)

#### ■日本における繰延税金資産の回収可能性

企業会計基準適用指針では、前述の5つの企業分類別に繰延税金資産の計上範囲を定めています。

##### 【分類1の企業】

繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。

→ 毎期十分な課税所得が発生している会社であれば、将来減算一時差異の使用に問題はなく、繰延税金資産の全額を計上できます。

##### 【分類2の企業】

一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

→ 課税所得が臨時的な損失で減っているものの、毎期ある程度発生している会社の場合は、一時差異等の解消時期の計画を作る(スケジューリングと言います)ことで、繰延税金資産を計上できます。また例外として、解消時期を特定できない将来減算一時差異について、将来いずれかの時点で損金算入できる合理的な根拠があれば、繰延税金資産の計上が認められます(貸倒引当金の一般引当など)。

##### 【分類3の企業】

将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の課税所得の見積額に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

→ 課税所得が臨時的な損失を除いても毎期大きく増減している会社の場合、原則として5年以内のスケジューリングの範囲で繰延税金資産を計上できます。

##### 【分類4の企業】

翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

→ 多額の繰越欠損金を有しているが、翌期は課税所得が発生すると見込まれる会社の場合は、将来減算一時差異のうち翌期に使用可能な分だけ繰延税金資産を計上できます。

##### 【分類5の企業】

原則として繰延税金資産の回収可能性はないものとする。

→ 多額の繰越欠損金があり、翌期も欠損金が発生する見込みの会社は、将来減算一時差異を使用することは普通無理であるため、繰延税金資産は計上できません。





KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.  
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

## タイの日系中小企業会計 12 「税効果会計」

### 3. 税効果会計(続き)

#### ■税効果会計に関する注記

税効果会計の肝は繰延税金資産の回収可能性の検討と申し上げましたが、税効果会計を適用する上で作業工数の観点から厄介なことがもう1つあります。いわゆる注記事項、つまり財務諸表の後の方で注記として開示する詳細情報の収集です。税効果会計に関する注記事項についても、SME基準において開示が要求されているものはフルバージョンと大差なく、簡素化されているとは言い難い内容になっています。

SME基準もフルバージョンも、日本の会計基準で定められている税効果会計の注記事項と比べ項目数は多いです。しかし、その全ての項目を注記する必要があるケースは非常に稀であり、普通は日本とほぼ同じような情報の開示になると思います。主に「繰延税金資産・繰延税金負債の発生原因別内訳」と、「法定実効税率と税効果会計適用後の法人税負担率との差異原因の内訳」です。

#### ■繰延税金資産・繰延税金負債の発生原因別内訳

BSに計上している繰延税金資産(及び繰延税金負債)について、発生した原因別に内訳を注記します。すでにTFRSフルバージョンを適用しているタイの上場会社では、以下のような開示をしています。

繰延税金資産・繰延税金負債の内訳	期首残高	純損益に 認識	その他の包括 利益に認識	期末残高
	千パーツ	千パーツ	千パーツ	千パーツ
<b>繰延税金資産</b>				
棚卸資産評価引当金	200	40	-	240
退職給付引当金	500	200	-	700
税務上の繰越欠損金	4,000	(1,000)	-	3,000
その他	50	10	-	60
計	4,750	(750)	-	4,000
<b>繰延税金負債</b>				
減価償却費差額	(550)	50	-	(500)
計	(550)	50	-	(500)
<b>差引:繰延税金資産</b>	<b>4,200</b>	<b>(700)</b>	<b>-</b>	<b>3,500</b>

この表は、日本では法人税確定申告書の別表五(一)「利益積立金の計算に関する明細」から比較的簡単に作成できます(繰越欠損金がある場合は別表七「欠損金の損金算入に関する明細書」も使います)。別表五(一)はいわば一時差異の履歴表です。しかしタイの申告書にはそれに該当する表がありません。

